第２３号の１０様式（第３０条の３関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昇降機工事監理状況報告書  （建築物に設けるもの）  下記のとおり昇降機工事監理状況を報告します。  この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。  年　　月　　日  建築主事又は建築副主事　殿  昇降機工事監理者　住　所　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名  　　　　　　　　　氏　名  昇降機施工業者　　住　所　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　）  会社名  氏　名  昇降機を検査した場合の  昇降機検査資格者 氏　名　　　　　　　　　登録番号　　第　　　　　　号    建築主　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　）  　　　　氏　名  （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  記   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 工事現場 | 名称 |  | | | | 設置場所 | 八王子市 | | | | 昇降機の確認・計画通知、年月日及び番号 | | 年　　月　　 日  　　　第　　　　　 号  ＥＶ　　台・ＥＳ　　台・小専昇　　台 | 建築物の確認・計画通知、年月日及び番号 | 年　　月　　日  第　　　　　号 | | 用　途 | |  | 規　模 | 地上　　階・地下　　階 | | 総 合 所 見 | | | | |   （　（注意） １　報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。　　　　　　なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が保管してください。  ２　総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機検査資格者等の所見を記述してください。  ２　建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。  連絡先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ４　一般社団法人 日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してくだい。 |

第２３号の１１様式（第３０条の３関係）

（その１）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昇降機工事監理状況調書 | | | | | | |
|  | 確認項目 | | | | 添付書類 |  |
| エレベーター | 機械室・昇降路 | １ | 機械室に通ずる階段の構造、機械室の出入口の構造は規定どおりである。 |  |
| ２ | 機械室の面積、床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は規定どおりである。 |  |
| ３ | 機械室には換気上有効な開口部又は換気設備が設置されている。 |  |
| ４ | 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。 |  |
| ５ | 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付け状況、動作等に問題がない。 |  |
| ６ | 受電盤、制御盤等の取付状況は支障が無く、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
| ７ | 機械室機器・昇降路内の耐震対策は問題がない。 |  |
| ８ | 調速機・非常止め装置の作動及び作動速度は適切である。 | データ |
| ９ | 主索等は規定通りで、取付状況に問題がない。 | データ |
| １０ | 主索の緩み検出装置の作動は適切である。 |  |
| １１ | 頂部すき間、ピット深さは、規定の寸法が確保されている。 | データ |
| １２ | 上部・下部リミットスイッチ、頂部・ピット安全距離確保スイッチ等の位置及び作動は適切である。 |  |
| １３ | 昇降路出入口戸のドアーインターロックスイッチ、ドアクローザーの作動は適切である。 |  |
| １４ | 緩衝器の取付状況、動作に問題がない。 |  |
| １５ | ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。 |  |
| １６ | 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。 |  |
| １７ | つり合おもりの取付状況に問題がない。 |  |
| かご | １ | かご上・かご内安全スイッチ、かご出入口戸の開閉装置、ドアースイッチ等の作動は適切である。 |  |
| ２ | かご内には、用途・積載量等を明示した標識が設置されている。 |  |
| ３ | 外部への連絡装置、停電灯設備の作動は適切である。 |  |
| ４ | 昇降路出入口の床先とかごの床先の水平距離、及びかご床先と昇降路壁との水平距離は規定の寸法以下である。 | データ |
| ５ | かごの構造、寸法は規定どおりである。 |  |
| ６ | はかり装置の作動は、適切である。 |  |
|  | | | | | | |

（その２）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | |
|  | エレベーター | 油圧ＥＶ | １ | 電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。 | データ |  |
| ２ | 油圧パワーユニットの取付状況、動作等に問題がない。 |  |
| ３ | 安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。 | データ |
| ４ | 圧力配管には圧力計を設けている。 |  |
| ５ | プランジャー、プランジャーストッパー、シリンダーの取付状況に問題がない。 |  |
| 非常用ＥＶ | １ | 予備電源による運転に問題がない。 |  |
| ２ | かご呼び戻し装置の作動は適切である。 | データ |
| ３ | 一次消防・二次消防の運転及び速度は適切である。 |  |
| ４ | 避難経路図及び非常標識、表示灯の設置は適切である。 | データ |
| その他 | １ | 建築材料は規定の材料が使用されている。 |  |
| ２ | 管制運転の作動は適切である。 |  |
| ３ | 速度、荷重試験の数値は適切である。 | データ |
| エスカレーター | 機械室 | １ | 電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付け状況、動作等に問題がない。 |  |
| ２ | 受電盤、制御盤等の取付状況に問題が無く、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
| ３ | 駆動鎖安全スイッチ、踏段鎖安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。 |  |
| 乗場・中間部 | １ | エスカレーターの構造、寸法は規定どおりである。 |  |
| ２ | 手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に問題がない。 |  |
| ３ | 非常停止スイッチ、昇・降起動スイッチ、警報・運転休止スイッチ、スカートガードスイッチ、手すり入り込口スイッチ等の作動は適切である。 |  |
| ４ | 踏段とスカートガードのすき間の寸法は適切である。 |  |
| ５ | 安全装置作動時の制動距離は適切である。 | データ |
| ６ | トラスのかかり代長さが適切である。 | 写真 |
| その他 | １ | 交差部固定保護板、交差部可動警告板、誘導柵、進入防止用仕切板等の取付状況に問題がない。 | 写真 |
| ２ | 防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。 |  |
| ３ | 速度、荷重試験の数値は適切である。 | データ |
| 小荷物専用昇降機 | 機械室・昇降路 | １ | 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。 |  |
| ２ | 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。 |  |
| ３ | 受電盤、制御盤等の取付け状況は支障が無く、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
| ４ | 主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。 | データ |
| ５ | ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。 |  |
|  | | | | | | |

（その３）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | |
|  | 小荷物専用昇降機 | 機械室・昇降路 | ６ | 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。 |  |  |
| ７ | つり合おもりの取付状況に問題がない。 |  |
| ８ | 出入口戸の開閉装置、ドアースイッチ、ドアロック、戸開放防止警報装置等の作動は適切である。 |  |
| ９ | 出入口の寸法は規定どおりである。 | データ |
| その他 | １ | かごの構造、寸法は規定どおりである。 | データ |
| ２ | 建築材料は規定の材料が使用されている。 |  |
| ３ | 速度、荷重試験の数値は適切である。 | データ |
| （注意）　確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。 | | | | | | |